

2025 年 7 月 18 日

男子体操競技情報 32 号



公益財団法人日本体操協会
男子体操強化本部
審判委員会体操競技男子審判本部

【目次】

1	はじめに	1
2	2025 年版採点規則修正、追加情報	2
3	2024 年度体操競技男子 1 種公認審判員伝達研修会等 Q&A	8
4	難度認定及び演技実施の確認事項と FIG 通達	11
5	タイ・ブレイクについて	31
6	2025 年度国内内規	33
7	マナー・モラルについて	34
8	おわりに	35

1. はじめに

男子体操強化本部長 村田 憲亮

皆さま、平素より体操日本の発展に多大なるご支援・ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。パリオリンピックでは、悲願となる男子団体総合金メダルをはじめ、岡慎之助選手が個人総合と種目別鉄棒で金メダル、種目別平行棒で銅メダルを獲得し、日本として合計 4 つのメダルを獲得することができました。男子体操は選手層の厚さが世界屈指であり、国内の代表争いが熾烈であること、またその熾烈な争いを勝ち上がった選手達だからこそ成し得た結果であります。これもひとえに、選手の努力だけでなく、指導者の熱心な指導、審判員の公平かつ的確な採点、そして大会運営に携わってくださる皆さまのご協力の賜物であると深く感謝しております。

次なる目標は、ロサンゼルスオリンピックにおいて男子団体総合の二連覇、個人総合五連覇を果たすことです。この悲願達成に向けて一年一年強化を進めて参ります。2025年のルール改正は大きな変革であると認識しています。技数のカウントは10技から8技に変更され終末技の難度や着地の精度が極めて重要になると予想しております。いち早く新ルールに適応し、世界のトップレベルを維持していくためにも密な連携を図っていきたいと思っております。ロサンゼルスオリンピックはアメリカが国を挙げて強化に取り組んでくることでしょう。またロシアを取り巻く環境も変化があるかもしれません。いずれにしてもライバルは中国だけではないという認識をもち常に勝利を掴める準備を日本として進めてまいります。

連覇を達成し次の世代に勝利のバトンを渡すためにはこれまで以上に一丸となり、体操界全体が協力して取り組む必要があると感じております。

今後とも、指導者、審判員、運営の皆さまの変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。共に力を合わせ、日本体操界のさらなる飛躍を目指してまいります。

2. 2025 年版採点規則修正、追加情報

FIG（国際体操連盟）は 2025 年 4 月 25 日に公式ホームページ上にて 2025 年版採点規則【2025 年 4 月改訂版】（2025-2028 Code of Points（25 April 2025））を掲載し、一部の内容に修正・変更が加えられました。

本情報は、主な変更点を抜粋し、日本語に翻訳したものです。国内競技会においてもこの公開をもって適用することといたします。

FIG 公式サイト：2025-2028 Code of Points（25 April 2025）

https://www.gymnastics.sport/publicdir/rules/files/en_1.1%20-%20MAG%20Code%20of%20Points%202025-2028.pdf

赤文字→新たな変更・追加内容 網掛け取消線→削除された内容

一般条項

修正項目	修正内容	
文章の変更	P.7 2-1条 選手の権利	ウォームアップ － 選手(負傷による交代選手も含む)はその競技会の競技規則に則り、すべての種目において 50 秒間のボディウム上で直前練習をする権利が与えられる。 跳馬に限り最大2回の跳越が許可される。
表の変更	P.9 2-4条-1 違反と罰則	行為に関する違反:公式ウォームアップ時間を守らない。 または、跳馬において最大2本のウォームアップを超える。 罰則:D1審判によって決定点から各々0.30 減点
文章の変更	P.10 3-1条 コーチの権利	k)上級審判員にタイムやライン減点、 着地加点 の再確認を求めること。
文章の追加	P.14 5-4条-1 D審判の任務	c)Dスコアの内容は以下のとおりである。 － 難度表に則った技の(難度) 価値について － それぞれの種目特有に定められた組合せ加点について － 実施された技のグループの数と価値について － 着地加点について
文章の追加	P.14 5-4条-1 D1審判の任務	h) 各種目の特別ルールに従い、適切な着地加点が正しく適用されていることを確認すること。
文章の変更	P.16 5-6条 審判員の座席位置	－ D審判団は、 器械に対し中央に位置 種目ごとに最適な位置に配置する。
文章の変更	P.19 7-2条 技のグループと終末技について	6. カウントされた7技(ゆか:8技)の内 、それぞれの技のグループがA、B、C難度で満たされた場合、D審判によって 0.30 が与えられる。(例外的に、すべての種目のグループ I については、どの難度の技でも 0.50 が与えられる。)
文章の変更	P.19 7-2条 技のグループと終末技について	8. 終末技のグループについて以下のような規則を適用する。 ・終末技のグループ点は、終末技の難度価値点と同じ点数である。(例:F 難度の終末技を実施した場合、0.6 の難度価値点と 0.60 のグループ点を得ることができる) ただし、ゆかには適用されない。
文章の変更	P.19 7-2条 技のグループと終末技について	9. あん馬を除いて、C難度以上の終末技(跳馬は宙返りを伴う技)で着地を止めた場合、D審判によって 0.10 の加点が与えられる。 その際、脚の開き、腕の動き、準備不足などの他の減点要素があっても、着地加点は無効にはならない。ただし、バランスを保つためにかかたが浮いた場合は、着地加点は与えられない。

ゆ か

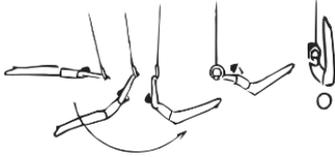
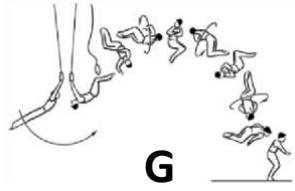
修正項目	修正内容	
文章の変更	P.31 10-2条-1 演技実施について	f) 演技は両足をそろえて着地する 跳躍技 宙返り技で終了しなければならない。
文章の削除	P.32 10-2条-2 Dスコアについて	4. 難度と技のグループについて b) 後ろとびひねり系の技は後方系の跳躍技に含まれる。例えば、「後ろとびひねり前方かかえ込み2回宙返りひねり」は「後方かかえ込み2回宙返り1回ひねり」と同じ技である(D難度)。
表の変更	P.33 10-3条 ゆか特有の減点	D審判(ニュートラルディダクション) 欠点:2回を超えた同じ対角線の連続使用(1回のみ) 中欠点:●1回のみ
表の削除	P.33 10-3条 ゆか特有の減点	E審判 欠点:転で終わる跳躍技において支持が見られない 中欠点:手の甲が触れる 大欠点:支持がない
難度表の変更	P.42 技番号の変更	III-30 III-60「後方伸身2回宙返り 5/2 ひねり」(H)
難度表の変更	P.43 技番号の変更	III-50 III-30「後方かかえ込み2回宙返り 7/2 ひねり(ミナミ)」(H)

あん馬

修正項目	修正内容																												
文章の変更	P.49 11-2条-2 Dスコアについて	2. 補足説明 a.7) ウ・グォニアンは、両手の支持があん部馬背に達するまでに 360°の転向を完了していなければならない。また、ウ・グォニアンの後に他の技を続けることができる(馬端ロシアン転向 180°や 360°など)。 ウ・グォニアンの後に他の技を続けることができる(馬端ロシアン転向 180°や 360°など)。																											
文章の変更	P.49 11-2条-2 Dスコアについて	a.10) すべてのシュビンドルを伴う移動技は、 適切な位置 横向きまたは縦向きでの正面支持から開始しなければならない。																											
文章の追加 表の追加	P.50 11-2条-2 Dスコアについて	d) 複合技 d.1) 一把握上で特定の技を連続して組み合わせることができる。これらの組み合わせ技となる2つのタイプ(フロップとコンバイン)は、グループIIとみなされる。 i. フロップは、一把握上縦向き旋回(1/4 転向を伴っても)や、シュテクリA、シュテクリB、ベルトンチェリとダフチャンの組み合わせによって構成される技である。 - シュテクリ A は連続の最後に使用できる。 - ベルトンチェリとダフチャンは連続の開始に使用できる。 - このような複合技(フロップ)は、D、E、F 難度にのみなり得る(3技または4技) <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4" style="border: none;">一把握上旋回/シュテクリB/シュテクリA</td> <td colspan="4" style="border: none;">一把握上旋回/シュテクリB/ シュテクリA</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">1</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black;">2</td> <td style="border: 1px solid black;">3</td> <td style="border: 1px solid black;">4</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black;">1+2</td> <td style="border: 1px solid black;">3</td> <td style="border: 1px solid black;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">一把握上旋回/ シュテクリB</td> <td style="border: none;">+</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;">D</td> <td style="border: 1px solid black;">E</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black;">ベルトンチェリ/ダフチャン + 一把握上旋回</td> <td style="border: none;">+</td> <td style="border: 1px solid black;">E</td> <td style="border: 1px solid black;">F</td> </tr> </table> <p>※シュテクリ A はフロップの最後でのみ使用できる。 ※シュテクリ A はフロップの最後でのみ使用できる。</p>	一把握上旋回/シュテクリB/シュテクリA				一把握上旋回/シュテクリB/ シュテクリA				1		2	3	4		1+2	3	4	一把握上旋回/ シュテクリB	+		D	E		ベルトンチェリ/ダフチャン + 一把握上旋回	+	E	F
一把握上旋回/シュテクリB/シュテクリA				一把握上旋回/シュテクリB/ シュテクリA																									
1		2	3	4		1+2	3	4																					
一把握上旋回/ シュテクリB	+		D	E		ベルトンチェリ/ダフチャン + 一把握上旋回	+	E	F																				
表の変更	P.54 11-3条 あん馬特有の減点	縦向き旋回や横向き旋回と移動において正しい向きからの逸脱(技ごとに)																											
難度表の変更	P.58 技名の追加	II-36 あん部馬背縦向き旋回1回ひねり(2回以内の旋回で)(ムシキディス)																											
難度表の変更	P.66 技名の変更	IV-1 ・馬端下向き転向下り ・馬端ロシアン 180° (270°) 転向下り																											

<p>難度表の変更</p>	<p>P.66 新しい技の追加</p>	<p>IV-22 (D 難度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 馬端から反対の馬端へロシアン 180°転向移動倒立下り(ペルラン) バルトンチェリ倒立下り(タルゲッタ)  <p>(ペルラン) (タルゲッタ)</p>
---------------	-------------------------	---

つり輪

修正項目	修正内容	
<p>文章の変更</p>	<p>P.68 12-2条-1 演技実施について</p>	<p>演技開始時は腕と体を垂直にまっすぐ伸ばした正しい懸垂姿勢で懸垂しから開始されなければならない。腕が垂直でない場合、小欠点となる。静止した姿勢から始められず、振動を伴った力技についても同様の減点が与えられる。また、最初の動きに移る際に、腕をまげてはならない。</p>
<p>文章の追加</p>	<p>P.71 12-2条-3 技の実施に関わる内容</p>	<p>10. け上がり系の技は、深い腰まげから始まり、その後に明確な振動を必要とする技である。例えば、後方け上がり中水平支持(2秒)(III-47)において、最小限の腰のまげ伸ばしで実施された場合、振動ではなく力を使っていると判断し、減点の対象となる。け上がり系の技は、特別に記載しない限り、腕を伸ばした状態で実施することが求められる。</p>
<p>表の変更</p>	<p>P.72 12-3条 つり輪特有の減点</p>	<p>E審判 欠点:振動からの力静止技や静止技における腕のまがり 大欠点:● 不認定</p>
<p>表の変更</p>	<p>P.72 12-3条 つり輪特有の減点</p>	<p>E審判 欠点:力静止技または押し上げにおける腕のまがり 大欠点:● 不認定</p>
<p>難度表の変更</p>	<p>P.84 新しい技の追加</p>	<p>III-4 (D 難度) 前振り上がり脚上挙十字懸垂(2秒)</p> 
<p>難度表の変更</p>	<p>P.90 新しい技の追加</p>	<p>IV-60 (G 難度) 後方かかえ込み2回宙返り3回ひねり下り</p>  <p>G</p>

跳馬

修正項目	修正内容	
<p>文章の変更</p>	<p>P.94 13-2-2条 Dスコアについて</p>	<p>V. ロンダート踏切で単純なひねりを伴うまたは伴わない技、ひねりを伴わない1回宙返り技、すべての2回宙返り技(グループIVを除くロンダート踏切系の技)</p>
<p>文章の削除</p>	<p>P.94 13-2-2条 Dスコアについて</p>	<p>2. b) 他に記載されていない限り、ロンダートから 3/4 または1回ひねりを加えて着手する技は、類似したツカハラ系の技よりも 0.60 高い価値を有する。</p>

文章の追加	P.95 13-2-2条 Dスコアについて	9. 50 秒間 のウォームアップ中に選手は最大2本の跳越を許可される。選手は 50 秒 のウォームアップ時間を経過した場合でも、2本の跳越をする権利がある。跳馬の上に立ってジャンプや宙返りを行うこともウォームアップとみなし 1 本の跳越にカウントする。線審は最大2本の跳越が守られているか監視する責任を負う。最大2本の跳越が守られない場合、最初の跳越から 0.3 のニュートラルディダクションがなされる。
難度表の変更	P97,103 新しい技の追加 (難度表/価値点一覧表)	#404 ユルチェンコ 5/2 ひねり (価値点:3.6) 
難度表の変更	P97,103 技番号の変更 (難度表/価値点一覧表)	#404 #405 伸身ユルチェンコ1回ひねり
難度表の変更	P97,103 技番号の変更 (難度表/価値点一覧表)	#405 #406 伸身ユルチェンコ 3/2 ひねり
難度表の変更	P97,103 技番号の変更 (難度表/価値点一覧表)	#406 #407 伸身ユルチェンコ 2 回ひねり
難度表の変更	P97,103 技番号の変更 (難度表/価値点一覧表)	#407 #408 伸身ユルチェンコ 5/2 ひねり(シューフェルト)
難度表の変更	P97,103 技番号の変更(難度表/価値点一覧表)	#408 #409 伸身ユルチェンコ3回ひねり(シライ/キム・ヒフン)
難度表の変更	P97,103 技番号の変更 (難度表/価値点一覧表)	#409 #410 伸身ユルチェンコ 7/2 ひねり(シライ 2)

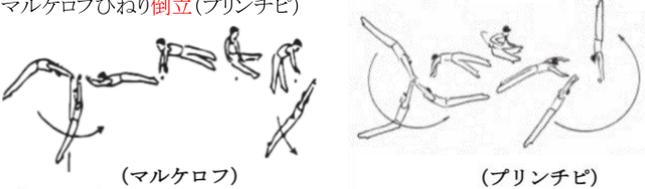
平行棒

修正項目	修正内容
文章の追加	P.106 14-2条-1 演技実施について b) 後ろ振り倒立の後、次の技は同じ方向に行わなければならない。(倒立ひねり、ヒールーなど) それ以外の場合は方向変換の減点が適用される。 ※以降 b)~j)が c)~k)に変更
文章の追加	P.109 14-2条-2 D スコアについて 4. 特別な繰り返し a)宙返り技について :懸垂前振りひねり前方2回宙返り系の技 ・(G: III-72)懸垂前振りひねり前方かかえ込み2回宙返り腕支持(タナカ) ・(H: III-78)懸垂前振りひねり前方屈身2回宙返り腕支持(エスパルサ)
難度表の変更	P.115 技の削除 II-33 マターツ腕支持 前振り片腕支持 3/4 ひねり単棒倒立経過同軸手で 3/4 ひねり支持

<p>難度表の変更</p>	<p>P.117 技名の変更・挿絵の追加</p>	<p>II-83 後ろ振りとび1回ひねり倒立(または逆1回ひねり倒立) (ギャッツン) (パトロン)</p>
---------------	------------------------------	--

鉄 棒

修正項目	修正内容	
<p>文章の変更</p>	<p>P.130 15-2条-1 演技実施について</p>	<p>1. 選手は、両足をそろえた直立姿勢もしくは短い助走からジャンプするか補助により、正しい懸垂姿勢にならなければならない。採点は、選手の足がマットから離れたときから開始される。演技開始の振り出しは、最大3回のスイングまたは動作が認められる。3回を超えたスイングは0.3の減点を伴う。</p>
<p>文章の変更</p>	<p>P.131 15-2条-1 演技実施について</p>	<p>2. 実施と演技構成の方向性 d) 倒立になる後方の振動から、単純な方向変換や懸垂への振り下ろしは減点対象になり、構成上の欠点無価値な振れ戻り、振り下ろしの欠点として毎回 0.30 の減点となる。</p>
<p>文章の変更</p>	<p>P.133 15-2条-2 Dスコアについて</p>	<p>6. 2つの手放し技を直接連続して実施した場合に限り、5つ目の手放し技(グループII)の実施が認められる。(最低 C+C)</p>
<p>難度表の変更</p>	<p>P.136 技名の変更・挿絵の変更</p>	<p>I-14 前方車輪1回ひねり片大逆手</p>
<p>難度表の変更</p>	<p>P.136 技名の変更・挿絵の変更</p>	<p>I-15 前方車輪1回ひねり大逆手</p>
<p>難度表の変更</p>	<p>P.136 技名の変更・挿絵の変更</p>	<p>I-19 前方車輪ひねり倒立</p>
<p>難度表の変更</p>	<p>P.137 技名の変更</p>	<p>I-27 前方車輪1回ひねり片手大逆手後ろ振り上がり1回ひねり逆手倒立(ツォ・リミン)</p>
<p>難度表の変更</p>	<p>P.137 技名の変更・挿絵の変更</p>	<p>I-37 後方車輪ひねり倒立</p>

<p>難度表の変更</p>	<p>P.138 技名の変更・挿絵の変更</p>	<p>I-56 後方車輪ひねり大逆手</p> 
<p>難度表の変更</p>	<p>P.140 技名の変更・挿絵の変更</p>	<p>II-3 ・後ろ振り上がり開脚とび越しひねり懸垂(マルケロフ)</p> <p>・マルケロフひねり倒立(プリンチピ)</p>  <p>(マルケロフ) (プリンチピ)</p>

以上

3. 2024年度体操競技男子1種公認審判員伝達研修会等 Q&A

■ 一般条項

- Q1. 「減点のない着地や終末技」で、着地した両足の間隔に差がある場合は、最も広い部分と最も狭い部分のどちらで判断しますか。
- A. 最も広い部分で判断します。

■ ゆか

- Q1. 「サイドラインは 12m 未満」について、コーナーからどれくらいの範囲なら許容されるでしょうか。
- A. コーナーから許容される範囲については FIG から明確な指定はありません。
- Q2. 新たに追加された「直線的な動きからの逸脱」という減点項目はどのようなケースに減点をするのでしょうか。
- A. ロンダードの着手時には脚が体の真上を通過することが求められているため、跳馬同様に逸脱が見られた場合に減点が発生します。
- Q3. 側方倒立回転 1/4 ひねり (Tinsica) から宙返り技 (1 つ目) を実施し、さらに宙返り技 (2 つ目) を実施した場合、2 つ目の宙返り技は認定されるでしょうか。
例: Tinsica ~ 前方宙返り 2 回ひねり ~ 前方伸身宙返り 1 回ひねり
- A. 認定されません。
- Q4. 前方伸身宙返り 2 回ひねり ~ 前方伸身宙返りひねりで組み合わせ加点は与えられますか。
- A. 組み合わせ加点の条件は変更ありません。そのため、グループ II およびグループ III の 1 回宙返りで 180°ひねる B 難度の技とグループ IV とは、これまで同様に組み合わせ加点は与えられません。
- Q5. 「後方かかえ込み 2 回宙返り 1 回ひねり」と「後ろとびひねり前方かかえ込み 2 回宙返り」を実施した場合、それぞれ 1 技としてカウント出来ますか。
- A. 以下の 3 技は、同枠の技となりました。
- ・後方かかえ込み 2 回宙返り 1 回ひねり
 - ・後ろとびひねり前方かかえ込み 2 回宙返り
 - ・後ろとびひねり前方かかえ込み 2 回宙返りひねり
- そのため、「後方かかえ込み 2 回宙返り 1 回ひねり」と「後ろとびひねり前方かかえ込み 2 回宙返り」の両方を実施した場合、後に実施した方が単純な繰り返しとなり不認定となります。
- Q6. ゆかにおいては「終末技」の概念が無いが、最後に実施したグループ II・III・IV の技が失敗により不認定となった場合は、8 技のカウント方法はどの様になりますか。
- A. 終末技 (最終コース) はカウントされる 8 技に含まれていなければなりません。そのため、終末技が不認定になった場合や、終末技の難度が低く 8 技にカウントできなかった場合は、どちらも 7 技のカウントとなります。

- Q7. ゆかにグループIVが加わったが、終末技がなくなったわけではなく、グループ点はないが終末技が残っているという理解でしょうか。
- A. 最終コースの技が不認定となった場合、最大7技でのカウントになります。しかしながら、最終コースの技が8技のカウントに入っており、かつグループで1技であった場合やグループ内で最も難度が高い場合はグループ点が与えられます。

■ あん馬

- Q1. ウルジカ 2、ケイハ 4 などは正しい向きで技を開始すれば技の開始に旋回を 1 周回さなくても認定されますか。
- A. 適切な位置での正面支持から開始されれば認められます。
- Q2. ブスナリは開脚旋回技としてカウントされますか。
- A. はい、開脚旋回技に含まれます。
- Q3. シバドは、あん部馬背への両手着手は必要でしょうか。
- A. シバドにおいてあん部馬背へ両手を着くことは必須ではありません。
- Q4. ブライアンを実施した際に、逆交差入れは左右どちらの腕を軸にして下ろしてもよろしいのでしょうか。例えば右手を軸手としてあげた場合、右手軸で逆交差入れを行う必要があるのでしょうか。
- A. ブライアンの際に右手軸で一把手上倒立に上げた場合は、次に左手軸で両把手上倒立を経過し、さらに右手軸で逆交差入れを完了する必要があります。
- Q5. フロップとコンバインは続けることができず、少なくとも片手が一把手から離れた旋回を挟まなければならない。とありますが、もし連続して実施された場合はどう判定するのでしょうか？
例えば一把手上でループ～ループ～シュテクリ B～シュテクリ B～ループ～ループ～一把手上ロシアン 180°と実施した場合はどのように認定されるのでしょうか？
- A. フロップとコンバインを繋げて実施した場合はフロップのみの認定となります。

■ つり輪

- Q1. ヤマワキ、ジョナサン の格上げについてご質問です。格上げとなる対象の技はホンマ支持後ろ振り倒立（2秒）などの技は含まれますか。
- A. 「ヤマワキ」「ジョナサン」の格上げの対象となる技は「後ろ振り上がり倒立（2秒）」のみです。
- Q2. 脚前拳十字懸垂（2秒）から、引き上げて水平支持（2秒）を実施した場合の認定方法を教えてください。
- A. 脚前拳十字懸垂（2秒）：C+水平支持（2秒）：C となります。脚前拳十字懸垂からの引き上げ部分には価値が与えられません。

■ 平行棒

- Q1. 後ろ振り倒立（II-A）について、2秒以上静止の有無に関わらず技を認定することですが、静止時間が2秒未満だった場合、静止時間不足の減点0.3はあるのでしょうか。
- A. 静止が求められていないため、静止時間に対する減点もありません。
- Q2. 後ろ振り上がり開脚入れ屈腕支持（I-A）を実施し、そのまま屈腕で後ろ振り倒立（難度なし）に持ち込んだ後、方向を変えずに振り下ろした場合は-0.3の減点が適用されるのでしょうか。
- A. 屈腕の場合も同様に無価値な振り下ろしの減点が適用されます。

■ 鉄 棒

- Q1. 倒立位からの角度逸脱に伴う減点について、両手を持った時の身体の角度は、身体のどの部分を基準に判断するのでしょうか。
- A. 身体の角度を定義する明確な規定はありませんが、基本的には手（鉄棒）と肩を結んだ線で捉えます。肩が90°を超えて下がった場合には、足先が90°を超えていなくても不認定になり得ます。
- Q2. アドラー系、シュタルダー系、ワイラー系の技を実施し、意図する方向に技が続かなかった場合は0.3の減点がされ、技は不認定となりますが、け上がり倒立はこれには該当しないのでしょうか。
- A. はい。け上がり倒立は角度を満たしていれば難度は認定します。
- Q3. チェコ式車輪後の実施についてです。チェコ式車輪のあとにケステ（C）から直接閉脚シュタルダーを実施した場合は両技の認定はどのようになりますか。
- A. ケステから直接シュタルダー系に繋がった時点でケステ（C）とは認定されず、シュタイネマン（B）+シュタルダー（B）と認定します。そして、ケステから閉脚シュタルダーに繋がった場合、閉脚シュタルダーの価値は認定されません。
- 両足抜き倒立から直接（開脚）シュタルダー→シュタイネマン（B）+シュタルダー（B）
 両足抜き倒立から直接閉脚シュタルダー→シュタイネマン（B）+難度価値なし
 両足抜き倒立から直接シュタルダーに繋がずに車輪等を実施した場合にはケステ（C）と認定します。
- Q4. シュタイネマンから直接、閉脚シュタルダーにつなげた場合、閉脚シュタルダーの価値は与えられなくなりましたが、その後の演技にて再び閉脚シュタルダーを実施した場合は認定されるのでしょうか。
- A. 単純な繰り返しのため、認定されません。
- Q5. ケステや閉脚シュタルダーとび逆手持ち換え倒立、ツォ・リミンなどの技が15°～30°の逸脱であった場合、0.1減点と減点なしのどちらになりますでしょうか。
- A. 質問にある技はいずれも15°～30°の逸脱であった場合、0.1の減点になります。
- Q6. エンドー、シュタルダー、ワイラー系の技の開始時における倒立位からの逸脱について、前方車輪ひねり倒立または後方車輪ひねり倒立からも減点の対象になるのでしょうか。
- A. この減点項目は、懸垂姿勢から巻き込むような実施を制限するものであり、流れたひねり倒立技から実施しても「技の開始時における倒立位からの逸脱」にはあたりません。

4. 難度認定及び演技実施の確認事項と FIG 通達

■ ゆ か

1. 難度認定上の確認事項

- 1) 力倒立において、倒立へ上げる際に手で歩いた場合や脚下がりが見られた場合は、力倒立に対する価値は認められない。しかしながら、その後倒立に持ち込み、静止が見られた場合は、倒立（I-19）としての価値のみ認められる。
- 2) 二つの力技で一つの難度を得る技において、片方に静止がみられなかった場合は、もう片方の低い難度のみを認定する。
例) マンナ(2秒)から伸腕屈身力倒立(静止無し)を行った場合、マンナのC難度のみを認定。
水平支持(静止無し)～伸腕伸身力倒立(2秒)を行った場合、倒立のA難度のみを認定。
- 3) 開脚座から伸腕屈身力十字倒立において、開脚立ち姿勢が見られた場合はB難度と判定する。
- 4) マンナから肩転位して倒立（I-16）は、双方の姿勢での静止を必要とする。
- 5) マンナと脚上挙の認定については、脚の角度により判定する。なお、マンナの正しい姿勢は脚が床面と水平な状態（①）である。

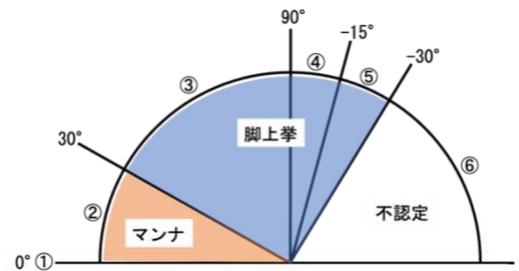
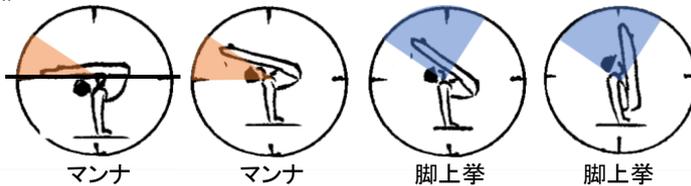
脚が水平まで持ち込まれない場合でも、 30° までの不足はマンナとして認定・・・②

脚が垂直よりも上げられた姿勢であれば、角度減点のない脚上挙として認定・・・③

脚が垂直まで持ち込まれない場合でも、 30° までの不足は脚上挙として認定・・・④⑤

脚が垂直まで 30° を超えて不足した場合には脚上挙として認定されない・・・⑥

例)



- 6) エンドー（I-68）の正しい捌きは、手から着地し、コントロールされながら正面支持隊に入ることである。下の図（右）は、D 審判によって不認定となり、E 審判によって不安定な着地の減点がなされる例である。

《正しい捌き》

《不認定となる捌き》



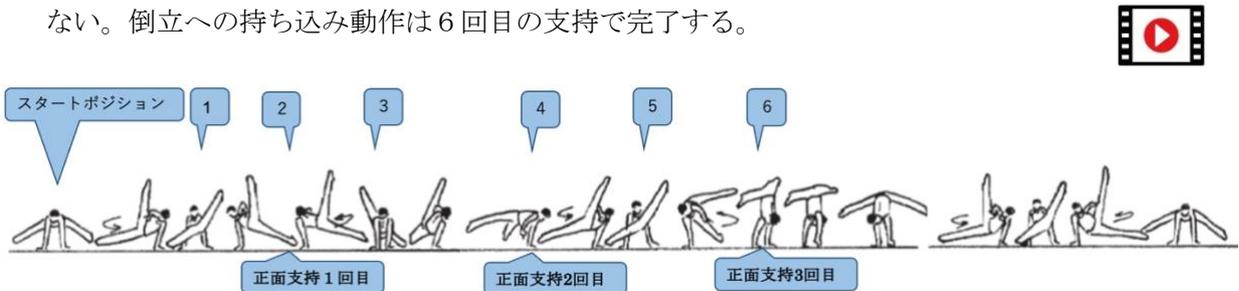
- 7) 旋回ひねり倒立系の技は、ひねりの動作から直接倒立に持ち込まなければならない。
- 8) ゴゴラーゼのように倒立から下して旋回を行う技は、技が完了する際に明確な正面支持を示さなければならない。

9) シュピンドル倒立技について

1つの独立した技として認定されるために、シュピンドル（I-92）は最大2回の旋回（開始姿勢から3回の正面支持）で実施されなければならない。



EG I-93, 100においては、5回目の支持となる背面支持で360°ひねりが完了していなければならない。倒立への持ち込み動作は6回目の支持で完了する。



10) 両足旋回から続けられたロシアン転向技は、両足抜きの後の正面支持から転向度数を数える。両足旋回をせずにロシアン転向技を実施した場合、最初の正面支持から転向度数を数える。

11) 特別な繰り返し

演技中、1つの力技（力倒立技群含む）と、1つの開脚・閉脚旋回技、ロシアン系の技を実施することができる。2つ以上実施した場合は各々難度の高いものの1つを認定する。

12) 組合せ加点は「加点対象となる技の組み合わせ（下表左）」を、「加点対象となる難度の組み合わせ（下表右）」で実施した場合に与えられる。

●加点対象となる技の組み合わせ方

2回宙返り + B難度以上の宙返り
↑逆も可
ひねりのない1回宙返り + D難度以上の宙返り
(B難度) ↑逆も可

●加点対象となる難度の組み合わせ方

D 以上	+	D 以上	=	0.20
D 以上	+	B or C	=	0.10
		↑逆も可		

13) 転倒を伴う実施の場合は組合せ加点が認められない。

14) 組合せ加点に関わる宙返りは、Dスコアにカウントされる技に含まれていなければならない。

15) 3技連続した場合は双方に組合せ加点が与えられる。(例) B+D+B=0.20

16) 組合せ加点が与えられる回数に制限はない。

17) ひねりを伴う1回宙返り技どうしが直接つながっていても、組合せ加点は与えられない。

18) 切り返し系の宙返り技には組合せ加点は与えられない。

19) 繰り返された技やグループが5技を超えて削除された技との組み合わせは認定されない。

20) 難度表に載っていない1回宙返りでのひねり技（後方かかえ込み宙返り2回ひねり等）が実施された場合は、伸身で行った場合の難度を与えるが、E審判によって減点される。

21) アクロバット技で部分的に膝がまがった場合においても技の難度が下がることはない。

例) 前方伸身宙返り1回ひねりで着地の前に膝がまがった場合でも、前方伸身宙返り1回ひねりとして認定することができるが、あいまいな姿勢(かかえ込み・屈身)として減点される。

22) 技は繰り返すことはできるが、繰り返された技の難度や組合せ加点は与えられない。しかしながら、それらの実施もE審判によって評価される。また、成立しなかった技を再び実施し、認められた場合は難度および組合せ加点が与えられる。

23) 演技は両足を揃えて着地する宙返り技で終了しなければならない(グループIでは満たせない)。

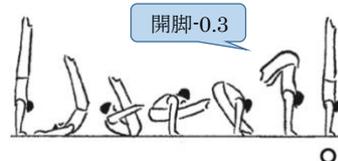
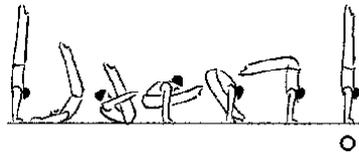
- 24) ゆかにおいて、演技の最後に実施した技（宙返り技に限る）を終末技として判定する。終末技を含めて同一グループの技が5技以上あった場合は、難度の高い順から4技カウントし、最も難度の低い技から除外される。終末技が除外された場合、最大7技のカウントとする。
- 25) グループⅡ/Ⅲ/Ⅳの技が終末技のみで実施されたとしても（その他では実施なし）、その技は実施したグループとしての価値が与えられる。
- 26) 終末技で、既に実施された技が繰り返された場合、終末技の難度とグループは与えられない。

2 演技実施上の確認事項

- 1) すべての力技（力倒立技群含む）は静止が必要である。静止時間が2秒に満たない場合の減点（0.30）、静止が見られない場合の減点（0.50）
- 2) 十字倒立への経過で、速いリズムで倒立に持ち込む捌きの減点（0.10）
- 3) 十字倒立で脚を閉じない場合の減点（0.30）
- 4) 頭部が床面から手のひらの厚さ以内でない場合の減点（0.10、0.30）
- 5) ロシアン転向技で反り身の目立つ姿勢の減点（0.10）
- 6) 前転脚前拳支持経過閉脚倒立(I-45)で開脚倒立した場合、無価値な開脚として減点（0.30）

《正しい捌き》

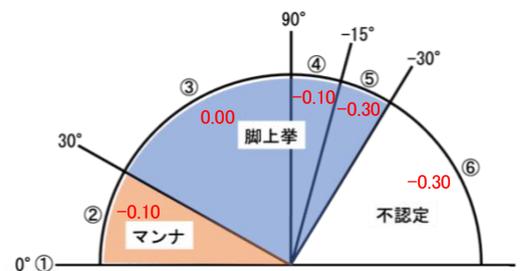
《減点を伴う捌き》



- 7) 脚上拳支持は、上半身と脚部に開きがある捌きは柔軟性に欠ける減点（0.10、0.30）
- 8) 脚上拳とマンナの角度減点について



- 脚が床面と水平で減点なし ①
- 脚が水平に 30° までの不足はマンナとして角度減点（0.10） ②
- 脚が垂直よりも上げられた姿勢であれば、脚上拳として角度減点なし ③
- 脚が垂直に 15° までの不足は脚上拳として角度減点（0.10） ④
- 脚が垂直まで 15° を超えて 30° までの不足は脚上拳として角度減点（0.30） ⑤
- 脚が垂直まで 30° を超えて不足した場合には脚上拳として認定せず、角度減点（0.30） . . . ⑥



- 9) 倒立へ上げる途中での脚の下がりは、第9-3条2項d)に則って減点の対象となる。元の位置から（15°まで：0.10、>15°～30°：0.30、>30°～45°：0.50、45°を超える：0.50不認定）
- 10) かかえ込み宙返りにおいてあいまいなかかえ込み姿勢の減点（0.10、0.30）
- 11) 一つの宙返り技の脚の開き等の減点は一か所に集約する。
例) わずかに脚が開いた2回宙返り≠0.20。
- 12) アクロバット技の高さ不足がある場合の減点（0.10、0.30）
- 13) アクロバット技でひねり不足がある場合の減点（0.10、0.30、0.50）

- 14) 着地姿勢が低い、または余裕のない着地に対する減点 (第9-4条 その他の技術欠点)
(0.10、0.30、0.50)
※腰が膝より下にある場合、低い着地姿勢に対する減点 (0.50)
- 15) 着地後、明らかに手や膝で支えるような場合は転倒と判定 (1.00)
- 16) 宙返りの着地で転倒した場合の減点 (最大1.00)。3歩動いて転倒≠1.30
- 17) 宙返りの着地後に即時ジャンプをして臥せる捌きは欠点 (0.50)
宙返りや終末技での着地において、選手は安全上の理由により脚を開いて着地をすることができる。最初の着地で足が10cmを超えて開いた場合、つま先を浮かさず踵を揃えたとしても0.10または0.30の減点となる (9-4条 着地で脚を開く)。
・10cm以内に脚を開いて着地し、つま先を浮かさず踵を閉じる。(減点なし)
・10cm以内に脚を開いて着地し、脚を上げて踵を閉じる、または、脚を閉じない。(0.10)
・肩幅を超えて脚を開いて着地し、脚を上げて踵を閉じる、または、脚を閉じない。(0.30)
※その他全ての実施減点 (宙返りの空中局面や着地準備の際の身体の開き) も常に評価の対象となる。
- 18) コーナーでの単純な場所取りや方向転換、単純なステップや移動の減点 (0.10)
※180°以上のターン、ジャンプ、脚を水平以上に挙げる動きが含まれなければならない。
- 19) アクロバット技などの前に2秒以上停止してはならない (0.10)。2秒の計測は選手が立った瞬間に始まり、単純な腕の動きなども停止時間に含まれる。
- 20) 宙返りの着地後すぐにコーナーなどへ移動する捌きは、安定した着地をとることができる実施を前提とし、不安定な着地姿勢からの移動は実施減点 (0.10、0.30、0.50)
- 21) 直線的な動きから逸脱した減点 (0.10、0.30)

3 ニュートラル・ディダクション (ND)

-D審判-

- 1) すべてのコーナーを使わない (0.30)
※最終タンブリングが未使用のコーナーへ向かった場合、そのコーナーを使用したとみなす。
- 2) 2回を超えた同じ対角線の連続使用 (0.30)
※同じ対角線を2回続けて使用した場合、その次にゆかフロアの一边(サイドライン)を使用して、別のコーナーに向かわない (0.30)
- 3) 終末技が2回(3回)宙返り技でない (0.30)
- 4) 片足平均立ち技がない (0.30)

-線審-

- 1) 片足または片手がフロアエリア外に触れる、または着地する (0.10)
- 2) 両足、両手、片足と片手または体の他の部分がフロアエリア外に触れる (0.30)
- 3) フロアエリア外に直接着地する (0.10、0.30)

-計時審-

- 1) 演技時間が70秒を超える。
2秒まで (0.10)、2秒を超え5秒まで (0.30)、5秒を超える (0.50)

■ あん馬

1. 難度認定上の確認事項

- 1) 一把手上で行うすべての交差倒立技は、倒立の前後で支持の手あるいは把手を替えなければならない。
- 2) 一把手上で行うすべての交差倒立技は、逆交差入れで完了しなければならない。
- 3) すべての交差技の終了姿勢は脚を前後に開いた開脚支持である。その際、大腿部や臀部が馬体に乗った場合は難度不認定となる。
- 4) 交差倒立技は身体が伸びた姿勢のまま倒立に持ち込まなければならない。腰が 90° 以上まがった実施や、足先が両把手間上を通過した実施は難度不認定となる。
 
- 5) 交差倒立技で片手が把手から下りて把手に戻った後、さらにどちらかの手が把手から下りた場合は難度不認定となり、E 審判は 0.50 (演技停止) または 1.00 (落下した場合) + 他の実施減点となる。
- 6) 倒立位を経過する交差技や終末技において、倒立への上昇局面で足先が下がったり、著しく停滞したりした場合は難度不認定となる。
- 7) グループ II および III のすべての技は、次の技に続けなければ難度は与えられない。実施された技の終末姿勢 (正面支持) に続いて、少なくとも 180° を超える旋回 (背面支持) または転向 (正面支持) を明確に示した後に落下した場合、その技は認定される。(例外：両足で旋回の入れ(入れ半旋回)後、片足で残りの半旋回(抜き半旋回)を終了し、その後に単純な片足のスイングまたは交差技を続ける。)
- 8) 他に記載されていない限り、すべての旋回技の開始と終了は正面支持である。下向き転向 (伏臥) やショーンにおいて背面支持から片足振動技につなげた場合は難度不認定となる。
- 9) ショーン (II-58) とベズゴ (II-71) は両把手正面支持から全転向し両把手正面支持で完了する技である。両把手正面支持で技を完了できなかった場合これらの難度は認められない。
- 10) ベルトンチェリと 3/4ベズゴ (ダフチャン) は両把手正面支持から始まり、一把手上縦向き正面支持で完了する技である。ベルトンチェリの終了時に 90° 転向を加えて一把手上横向き正面支持になった場合は難度不認定となる。
- 11) ロシアン転向 (移動) 技、移動技、フロップ、コンバインで落下した場合は部分的な難度は認定されない。
- 12) 一把手上縦向き旋回 (II-8) は、一把手上での両手正面支持を技の完了とみなす。
- 13) シュテクリ A (DSA) (II-38) は、両把手上、もしくは一把手を挟んだ支持で行わなければ難度は認められない。
- 14) フロップ、コンバインの途中で手が一把手上から下りて落下せずに次の技に続けた場合は、完了している部分までの難度を与える。

例 1) SL=S (B 難度) と L (B 難度) を認定

例 2) LL=L (B 難度) を認定
- 15) フロップの後に連続して一把手上から開始される倒立技につなげることはできるが、それ以外の技を追加することはできない。たとえば、フロップとコンバインを続けて行う際は、少なくとも片手が一把手上から下りた旋回を挟まなければならない。
- 16) 開脚旋回でフロップを実施しても難度の格上げはない。
- 17) ロシアン転向技において、下向き転向の動作から始められた場合の開始局面は、正面支持になったところである。
- 18) ブスナリ系の技において倒立で 360° を超えるひねりの実施であっても同等の価値が認められる。
- 19) ブスナリ (II-54) は、開脚旋回で実施される技の特別な繰り返し制限の対象である。

③ 馬端馬背外向き背面支持からのシバド



- 25) 縦向き後ろ移動の終了姿勢は中向き縦向き正面支持でも、横向き正面支持でも認められる。もしもシバドからロシアン転向技を実施する場合は、技が終了した正面支持（縦向きまたは横向き）から転向度数を数える。
- 26) 馬端馬背外向き背面支持から下向き転向移動技を実施した場合は、90° 転向した後の横向き正面支持姿勢を技の開始とする。

① ロシアン 270° 転向 (II-97 : A 難度)



② 馬端横向き支持からロシアン 630° 転向移動 (III-64 : D 難度)



- 27) ウ・グオニアン (III-65) は、あん部馬背に両手を着手して実施しなければならない。あん部馬背に片手しか着手せず 720° の転向移動 (馬端～馬端) した場合は、D 難度 (III-64 もしくは III-70) として認定する。



- 28) ウ・グオニアンの後に、あん部馬背ロシアン 180° を続けた場合、E+A を獲得することができる。「○○° 以上」という言葉は移動中の転向を指す。
選手の両手が開始から逆の馬端馬背に達し、720° の転向移動が完了したようであれば、転向移動は完了したものとみなす。
- 29) ロシアン転向移動技において、移動や転向中に余分な手をついた場合は中断したとみなされ、難度は不認定となる。
- 30) モギルニー (III-46) は、馬端馬背で開始され、馬端馬背の正面支持で完了しなければならない。馬端馬背で完了しなかった場合、難度は認められない。
- 31) すべてのシュピンデルを伴う移動技は、横向きまたは縦向きでの正面支持から開始しなければならない。
- 32) ロシアン転向下りは、常に馬端中向き縦向き正面支持から開始とする。
- 33) 終末技は 1 回に限りやり直すことが認められる。ただし、落下減点 (1.00) と実施減点を伴う。ポディウム (演技台) が設置されている場合、(階段を含め) ポディウムから下りた時点で、終末技をやり直す権利は失効となる。
- 34) 終末技は旋回技から実施しなければならない。片足振動技や不十分な旋回技からの倒立下りは終末技として認定しない。
- 35) 倒立を経過する終末技の途中で中断して下りた場合、移動やひねりが含まれていれば馬体を越えていなくても技の成立した部分までの難度を認定する。

例) DSA 倒立 3 部分移動 270° ひねり下り (D 難度) で、3 部分移動後にひねりが足りずに逆側に下りた場合、DSA 倒立 (C 難度) までを認定とする。

- 36) 倒立で3部分移動をする終末技において、最後の片手に重心が乗らず、触れた程度であった場合や、馬体の側面を使用した場合は3部分の使用とは認めず、難度の格上げはしない。
- 37) 終末技において、明確な足からの着地が見られずに転倒した場合は、難度不認定となる。

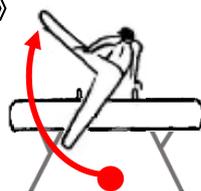
2. 演技実施上の確認事項

- 1) 交差技以外の片足振動技においても大きさのない実施は減点となる。(0.10、0.30)
- 2) とび交差技や交差横移動技についても、大きさの減点は交差技と同様に扱う。
- 3) 交差技において、技が完了する前に脚で支えた場合にはその技は不認定となり、落下なしに演技を中断したとして 0.50 の減点となる。

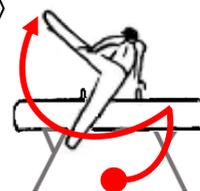


- 4) 片足振動技で開始する際の余分な予備振動は 0.30 の減点となる。半振動は認められる。

《減点無し》



《予備振動-0.30》



- 5) 倒立を経過する交差技は振動で実施されるべきであり、腰をまげて倒立位に持ち込む捌きに対する減点は0.10または0.30であり、90°以上で0.50となる。また、倒立で足を閉じない場合は、0.10または0.30の減点となる。
- 6) 交差倒立技において、一把手上での余分な手の握り換えは0.10の減点となる。
- 7) 交差倒立技において、腰まがりと力の使用に対する減点は最も大きい欠点のみを減点する。
- 8) 縦向き旋回と移動において正しい向きからの逸脱は減点の対象である。(0.10、0.30、0.50)
- 9) 縦向き移動技の向きの逸脱や着手位置のずれは、技ごとに最も大きい欠点のみを減点する。



マジャー (D) の向きの角度逸脱に対する減点は 0.30のみ

- 10) 縦向きの移動技において、馬端やあん部馬背での支持の際の手のずれは角度逸脱の減点の対象となるが、移動する動作での角度逸脱に対する減点はない。例えば、縦向き後ろ移動 (1/2 部分) のあとの中向き正面支持において 33° の逸脱があった場合は、0.30 の減点となる。この逸脱は次の技の移動動作とはみなされない。
- 11) フロップ・コンバイン技は一転向、一旋回ごとに減点の対象である。
- 12) 転向技や転向移動技での脚開きは一転向毎に減点をする。(0.10、0.30、0.50)
- 13) 旋回技において馬体に触れる (ぶつかる) 実施は毎回減点となる。(触れる0.10、ぶつかる0.50)
- 14) 旋回もしくは開脚旋回から倒立 (終末技や演技) について
旋回または開脚旋回から倒立を試みる場合、腰のまがりに対する減点はない。しかしながら、力の使用、腕のまがり、腰や脚が下がること、不安定性についての減点はあり得る。一方で、交差からの倒立については腰のまがりの減点は適用する。
- 15) 旋回から倒立を経過する技において、腰や脚の下がりや力の使用の減点は最も大きい欠点のみを減点する。



- 16) 倒立を経過する複合技（ブスナリ等）での停滞は減点の対象である。
 わずかな停滞・・・0.10
 明らかな停滞・・・0.30
 2秒以上の停滞・・・0.50（不認定）
- 17) 交差技や片脚振動での大きさ不足の減点を明確化する（採点規則11-3条）

振幅の度合い	足先が肩の高さよりも上	足先が肩の高さと水平の間	足先が水平よりも下
	減点	0.00	0.10

■ つり輪

1. 難度認定上の確認事項

- すべての静止技は少なくとも2秒保持しなければならない。
- 演技は腕と体を垂直にまっすぐに伸ばした正しい懸垂姿勢から開始されなければならない。腕が垂直でない場合は、小欠点となる。また、静止した姿勢から始められなかったり、振動を伴ったりした実施についても同様の減点が与えられる。なお、最初の動きに移る際に、腕をまげてはならない。
- ヤマワキ系の技で支持が見られた場合は0.50の減点となり、難度不認定となる。わずかな支持の場合、0.10、0.30の減点を伴い認定される。不認定の場合、選手の意図とは異なるため、「ホンマ支持」と「支持後ろ振り、前に回りながら懸垂」の2技に分割して価値を認めることはない。
- 支持後ろ振り、前に回りながら懸垂（I-7：A難度）は、水平支持や中水平支持から実施しても認定することができる。
- 「後ろ振り上がり開脚前挙支持（2秒）」を実施した場合は「後ろ振り上がり支持」と「開脚前挙支持（2秒）」の2技として認定する。（A+A）
- ヤマワキ系の技から後ろ振り上がり倒立（2秒）を実施した場合はヤマワキ系の技の難度が一段階格上げされるが、後ろ振り上がり倒立が8技に含まれなかったり、不認定となったりした場合は、難度の格上げはない。
- 振動倒立技の要求について

演技中、一つの振動倒立技（2秒）が要求され、その技はカウントする8技に含まれていなければならない。この要求を満たすことができるのは以下の5技のみである。

- * I-75 後方車輪倒立（2秒）/ほん転逆上がり倒立（2秒）
- * I-81 前方車輪倒立（2秒）/後ろ振り上がり倒立（2秒）
- * I-86 支持後ろ振り倒立（2秒）
- * I-87 ホンマ支持後ろ振り倒立（2秒）
- * I-88 伸身ホンマ支持後ろ振り倒立（2秒）

- 中水平支持は、肩が握り手と同じ高さで、身体を一直線に保持しなければならない。また、腕は広げられ、上体に触れない様実施されなければならない。肩が完全に輪上部より高い位置にあった場合、水平支持と判定する。

肩の高さについて



中水平支持

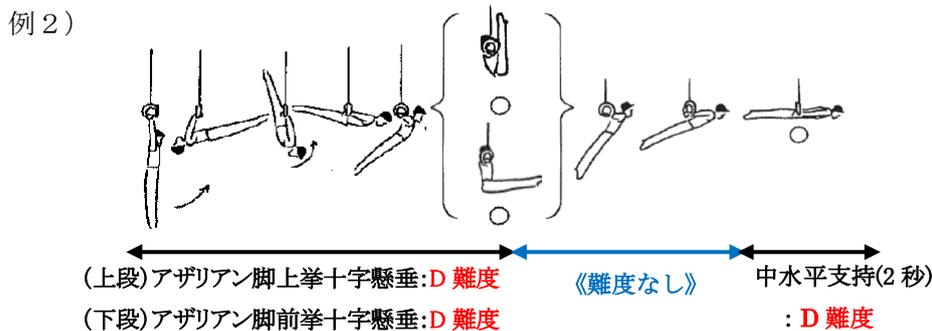
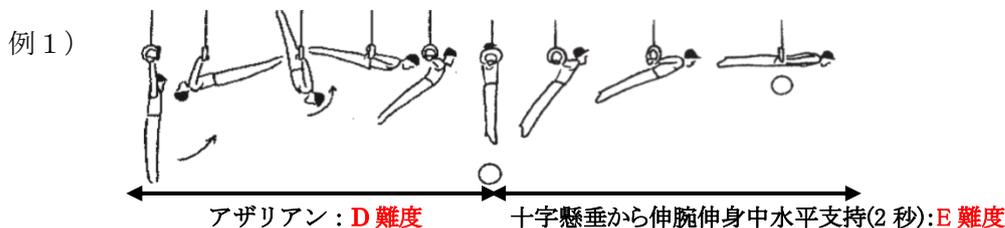
肩が握り手と同じ高さ



水平支持

肩が輪上部よりも高い

- 9) アザリアンやゆっくりと後方伸腕伸身逆上がり(中)水平支持は、全経過伸腕かつ伸身姿勢での後転が前提であり、腕のまがりや腰のまがり実施減点となる。また、明らかに反動を利用した場合は、グループⅢの技として判定する。
例) 振動または腰のまげ伸ばしを使ったアザリアンは後方け上がり十字懸垂(ⅢC)として判定する。
- 10) ナカヤマについては、明確な背面水平姿勢を経過し、ゆっくりと捌かなければならない。反動を使ったり、明確に背面水平まで下ろさなかったりしたものは単独の十字懸垂(ⅡC)として判定する。
- 11) バランディン系の技は腕と体を垂直にまっすぐに伸ばした正しい懸垂姿勢から開始されなければならない。また、懸垂から引き上げて力静止技に持ち込むまでの間は、常に伸身姿勢を保ちながら垂直に上昇させなければならない。腰まがりや肩角度などいずれかの角度が45°を超えた場合は難度を認定しない。その後正しい最終姿勢と明確な静止が認められれば単独の難度(グループⅡ)が与えられる。
- 12) 水平支持(水平支持と開脚水平支持)や十字懸垂(十字懸垂と脚前挙十字懸垂と脚上挙十字懸垂)は各グループで一度ずつ、一演技中2回まで価値を認定する(EGⅡとⅢ)。
- 13) Ⅱ-27支持(水平支持)から伸腕伸身力倒立(2秒)は、身体が鉛直面を通過してからは伸身姿勢を保持し続けなければならない。鉛直面を越えてから45°を超えて身体をまげた場合、その技はⅡ-26伸腕屈身力倒立(2秒)として判定する(9-4条E審判の減点項目)。
- 14) 十字懸垂から伸腕伸身中水平支持(2秒)(Ⅱ-89E難度)は、静止した十字懸垂から実施する技であり、脚前挙十字懸垂や脚上挙十字懸垂からの実施は認められない。もし、それらの技から伸腕伸身中水平支持(2秒)を実施した場合は、引き上げて持ち込んだことは考慮せず、単独の中水平支持に対してD難度(Ⅱ-10)が与えられる。



- 15) 9-2条9に関して:「いかなる理由でも難度の認められなかった力静止技からの引き上げ技は、難度が認められない。」とあるが、最終静止姿勢の部分については認定することができる。
例) け上がり十字懸垂(角度不認定)+引き上げて中水平支持(中水平支持で完璧な実施:Ⅱ-89)
⇒この場合、中水平支持(Ⅱ-10)はD難度で認定することができる。
- 16) 十字懸垂(十字懸垂、脚前挙十字懸垂、脚上挙十字懸垂)は各グループで一度ずつ、一演技中2回まで価値を認定する(EGⅡとⅢ)。その際、最も難度の高いものから順に認定する。
例) 「アザリアン~ナカヤマ~前振り上がり脚前挙支持~伸腕屈身力倒立」の判定は、
D+不認定(同グループの十字懸垂)+B+不認定(力技4技目)

- 17) すべての振動からの力静止技は、肩の位置が正しい最終姿勢の高さを超えてはならない。どのような逸脱でも E 審判によって相応の減点がなされる。「ホンマ十字懸垂」で持ち込む際に 45° を超えた角度の逸脱は難度を認定しない。しかし、最終的に十字懸垂が正しい最終姿勢で静止が認められれば単独の難度 (II C) が認められる。
- 18) 腕を極端にまげて (90°を超えて) 実施された振動からの静止技には 0.50 の減点が適用される。この減点はその技が不認定となることを示している。最終的な静止姿勢については、その技術的要件を満たしていれば難度が認定される。例えば、後ろ振り上がり開脚水平支持で腕を極端にまげて実施し不認定となった場合でも、最終的な開脚水平支持には A 難度が与えられる。
- 19) 振動から力静止技に続く技のうち逆方向に戻るものは2つの技とみなす。(たとえば「け上がり中水平支持」「前振り上がり十字倒立」など)
- 20) 構成上の減点は 0.30 となる。例えば、ホンマ支持から脚前拳支持に脚をあげることや開脚前拳支持から脚前拳支持にもどすこと、け上がり支持から脚前拳支持に脚をあげること等である。(ホンマ支持から振り上げて開脚前拳支持は、構成上の減点にはならない。)



2. 種目特有の繰り返し

1) グループ II・IIIの連続について

グループ II および III の技を連続して 4 回続けることはできず、4 回目以降は D 審判によって難度は認定されない。3 連続の後にグループ I の B 難度以上の技が入れば改めて 3 連続が可能となる(ただし、け上がり系、およびその同一枠の技を除く)。なお、この B 難度以上の振動技はカウントされる 8 技に含まれていなければならない。

*実施されたグループ II・IIIの技はカウントされる 8 技に含まれていなくても、この連続規制に関与する。不完全な実施や繰り返しにより不認定になった場合も同様である。

例 1)	後ろ振り上がり中水平支持 (2 秒)	III-E	認定
	アザリアン	II-D	認定
	後ろ振り上がり支持	I-A	認定
	脚前拳支持 (2 秒)	II-A	認定
	伸腕屈身力倒立 (2 秒)	II-B	不認定 (EG II/III 4 連続)

例 2)	け上がり脚前拳支持 (2 秒)	III-C	認定
	伸腕屈身力倒立 (2 秒)	II-A	認定
	前方車輪倒立 (2 秒)	I-C	認定
	後ろ振り上がり中水平支持 (2 秒)	III-E	認定
	アザリアン	II-D	認定 (※)

※「前方車輪倒立 (2 秒)」がカウントされる 8 技に含まれる必要がある。

例 3)	け上がり脚前拳支持 (2 秒)	III-C	認定
	伸腕屈身力倒立 (2 秒)	II-A	認定
	前方車輪倒立 (2 秒) → 静止なし	I-C	不認定
	後ろ振り上がり中水平支持 (2 秒)	III-E	認定
	アザリアン	II-D	不認定 (EG II/III 4 連続)

2) 終末姿勢が同一の力静止技について

Dスコアの算出にあたり同一番号技の繰り返しは認められないが、つり輪の場合この規則は拡大解釈される。それは、終末姿勢が同一の力静止技は各グループで1技だけ、最大2技の難度が認められるというものである（一方はグループⅡで他方はグループⅢ）。もしも、同一グループかつ終末姿勢が同一の力技を複数実施した場合は、最も難度の高い技のみが認定される。

注) 十字懸垂・脚前挙十字懸垂、脚上挙十字懸垂は全て同一の終末姿勢とし、開脚水平支持・閉脚水平支持においても同一の終末姿勢として扱う。

例1) 後ろ振り上がり十字懸垂 (Ⅲ-C) ~ ホンマ十字懸垂 (Ⅲ-D)

不認定

認定

例2) アザリアン (Ⅱ-D) ~ ホンマ十字懸垂 (Ⅲ-D)

認定

認定

例3) け上がり十字懸垂 (Ⅲ-C) ~ ホンマ脚上挙十字懸垂 (Ⅲ-E)

不認定

認定

3. 演技実施上の確認事項

- 1) 倒立や力静止技において、2秒未満の静止は減点(0.30)、静止無しは減点(0.50)
- 2) 後方車輪倒立経過において、倒立位を経過していない場合の減点(0.10、0.30)
- 3) ヤマワキやジョナサンで回転速度が遅い、または大きさが無い場合の減点(0.10、0.30)
回転途中で支持が見られた場合(止まりかけて前ロールをするような捌き)の減点(0.50)
- 4) 振動や引き上げからの力静止技において、持ち込み時に正しい最終姿勢よりも肩や体の位置が上がってはならない。正しい最終姿勢からの逸脱が45°を超える場合は、その価値が認められず、0.50の減点となる。その後、正しい最終姿勢と明確な静止がみられた場合はその技の単独の価値(難度)は認められる。
例1: 肩角度が45°を超える高さから持ち込まれたホンマ十字懸垂は、0.50減点され、その後正しい最終姿勢と明確な静止が認められれば十字懸垂のC難度が与えられる。
例2: 肩角度が45°を超えた十字懸垂から中水平に引き上げられた場合は、0.50減点され、その後正しい最終姿勢と明確な静止が認められれば中水平支持のD難度が与えられる。
- 5) 演技開始時や十字懸垂、中水平支持などの後に逆懸垂に持ち込む際に、腕をまげた場合は減点(0.10、0.30、0.50)
- 6) 振動から力静止技に持ち込む際の腕のまがりの減点(0.10、0.30、0.50)
例: 後ろ振り上がり中水平やけ上がり十字懸垂の際の腕のまげ伸ばしを利用した持ち込み方など。
- 7) 力静止技での深い握りは減点の対象となる。深い握りとは力技の際、負担を軽減するために手首を巻く実施のことであり、毎回0.10の減点となる。正しい握りとは、手指が輪を握るかどうかでなく、手首がまっすぐな捌きである。
- 8) 倒立位で腕がケーブルに触れる、肘や腰を使って調整などの減点(0.10、0.30)
- 9) 難度表にない技(逆懸垂、屈身逆懸垂、背面懸垂姿勢等)での2秒以上の停滞の減点(毎回0.10)
- 10) 輪(ケーブル)の揺れやゆがみの減点(1技毎に0.10)
- 11) 十字倒立で、頭頂部が輪よりも高い位置での実施の減点(0.50)
- 12) 倒立や十字倒立で反った姿勢に対する減点(0.10)
- 13) 中水平支持や(開脚)水平支持で、肩が静止していても足先が下がる実施や、全体的に小刻みに揺れているような実施では静止とは認められず、静止がみられない減点(0.50)に抵触する。
- 14) 中水平支持において腕が体に触れたり支えたりする(0.10、0.30)

- 15) 伸腕屈身力倒立や屈腕伸身力倒立で振動を使って倒立に持ち込んだ場合の減点 (0.10、0.30)
- 16) 伸腕屈身力倒立で肘がまがった場合、肘まがり減点 (0.10、0.30)とケーブルに触れる減点(0.30)
- 17) 脚上挙支持や脚上挙十字懸垂は、上半身と脚部に開きがあるような捌きは柔軟性にかかる減点の対象となる (0.10、0.30)。また、脚上挙支持の脚は垂直でなければならない(脚上挙十字懸垂は、腕が水平で脚が垂直)。
- 18) 演技開始の懸垂で正しい姿勢からの逸脱(腕と身体に角度が見られたり、肩転位や輪を開いたりする状態)が見られる場合は、減点の対象となる。(0.30)
- 19) 押し上げ技や引き上げ技で姿勢の変化に乏しい実施は実施減点の対象となり、不認定となる可能性がある(中水平支持～水平支持)。また、角度が高い力静止技から続けられた引き上げ技では、最大 0.30 の減点がこの過失に適用される。
- 20) け上がり系の技は、深く腰をまげた姿勢から開始され、明確に大きな振動を伴って実施される振動系の技である。Ⅲ-59 後方け上がり中水平支持(2秒)のようなけ上がり系の技で、最小限しか腰をまげない捌きや、振動よりも力を使った場合は、小・中・大欠点となる。(9-4条 E 審判の減点項目)

4. ニュートラル・ディダクション (ND)

- ・ 振動倒立技がない(カウントされる8技に含まれない)・・・0.30

■ 跳 馬

1. 難度および演技実施上の確認事項

- 1) 種目別予選および決勝における得点の算出方法は、第1跳越と第2跳越の平均を選手の最終的な得点とする。
- 2) 高さ不足(上昇局面のみられない実施)は以下の基準とする。
 - 減点なし = 群を抜く卓越した高さ
 - 小欠点 = 浮いたと感じる程度
 - 中欠点 = 浮きがみられない
 - 大欠点 = 低いと感じる
- 3) 全ての跳越技において、準備局面がみられない着地は減点となる。(0.10、0.30)
- 4) 着地の際の姿勢で、頭や腰の位置が低い姿勢は減点の対象である。低い着地姿勢とは、腰が膝より下にあると定義され、技術欠点として 0.50 の減点となる。(9-4条 E 審判の減点項目)
- 5) 着地一步の踏み出しで、一足長以上は中欠点である。
- 6) ひねり不足や軸ぶれに起因する横方向への一步はステップ以外に減点の対象となる。
- 7) ひねり不足が 90°を超えた場合、一段階下の技の価値を与える。
- 8) 着地が止まっても足が開いたままやずれている場合は減点の対象である。
- 9) 着地後に、マットを越えて前に飛び出した場合、ライン減点は適用されない。マットの先へ到達するよりも前に、着地エリアからラインを踏み越えたり飛び出したりした場合には、通常のライン減点が適用される。

- 10) 第一局面でロンダートから 1/2 ひねりを加えて着手する技を実施する場合、着手時においてひねり不足に対する減点はある。「ひねり不足」の減点項目が該当し、正しい位置から 90°を超えて不足するような極端な実施の場合、その実施はユルチェンコ系の技として認定される。
- 11) 競技直前の練習では、選手は最大 2 本のウォームアップ跳越が認められる。仮にウォームアップ時間が過ぎていたとしても、2 本跳越の権利を有する。これはすべての競技区分において適用される。ウォームアップ跳越の管理は線審が務めることとする。
- ウォームアップ中、選手は 2 本までの跳越しか実施できない。跳馬の上に立ち、ジャンプや宙返りを行って着地をする場合も、1 本のウォームアップとして数える。
- 例えば、選手が助走からの跳越を 2 本行い、その後に跳馬の上にもう一度上がり、宙返りまたは跳び下りて着地をとった場合、3 本目のウォームアップとみなされ、採点規則に従って 0.30 の減点となる。
- ※競技会により特例を認める場合は、主催団体の判断のもと対応すること（国内対応）。

2. 0 点となる実施について (D・E 両審判 0.00)

- 1) 跳馬に着手することなく跳び越えた場合、または跳馬に触れても突き手が見られない場合。
- 2) ロンダート技において、セフティ・カラーを使用しなかった場合。
- 3) 技として判定できないような場合、あるいは跳馬を足で蹴った場合。
- 4) 跳越において補助行為があった場合。
- 5) 最初に足による着地が行われなかった場合。これは、体のどの部分よりも先に少なくとも片足が着地マットに触れなければならないことを意味している。
- 6) 故意に横向きで着地した場合。
- 7) 禁止されている技を実施した場合（開脚技、第 1 局面での宙返り、踏切前の禁止された技等）。
- 8) 種目別予選および決勝において、1 本目と同じ技を 2 本目も行った場合。

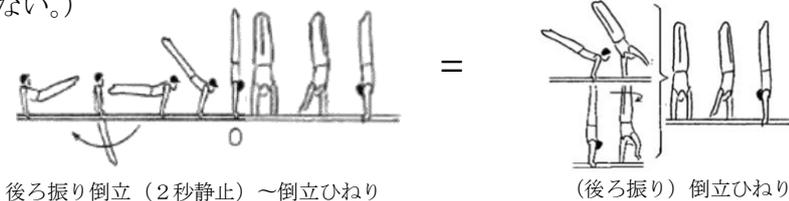
3. ニュートラルディダクション (ND)

- 1) ライン減点
- 2) やり直された助走に対する減点
 - ・助走をやり直した場合 ⇒ 1.00 (失敗の助走が跳躍板や器械に触れなかった場合に限る)
 - － 1 跳越を行う場合、1 回のやり直しが認められる。
(3 回目の助走は認められない)
 - － 2 跳越を行う場合、1 回のやり直しが認められる。
(4 回目の助走は認められない)
- 3) 同じグループからの跳越に対する減点
 - ・種目別予選または決勝で同じ技を繰り返す ⇒ D・E 両審判 0.00
 - ・種目別予選または決勝で 2 本目の跳越を同じグループから実施する
⇒ 2 本目の跳越技の決定点から 2.00
- 4) 25m を超えた助走 ⇒ 0.50
- 5) 競技直前練習で 2 本を超えて跳越をする ⇒ 1 本目の跳越から 0.30

■ 平行棒

1. 難度認定上の確認事項

- 1) 後ろ振り倒立から倒立ひねりを実施した場合は、倒立静止の有無に関わらず「(後ろ振り) 倒立ひねり (Ⅱ-91)」(A 難度)として判定する。(後ろ振り倒立 (A) と倒立ひねり (A) のように分割認定はしない。)



- 2) 倒立または単棒縦向き倒立から始めるヒーリーは 360°のひねりが必要であり、単棒横向き倒立から 3/4 ひねりの技は B 難度 (Ⅱ-56) とみなす。
- 3) マクーツ系の技の単棒横向き倒立の際に停滞や停止が伴った場合の評価
- 1 秒未満の停滞 (D 審判：認定 E 審判：-0.10)
 - 2 秒未満の停滞 (D 審判：認定 E 審判：-0.30)
 - 2 秒以上の停止 (D 審判：不認定 E 審判：-0.50)
- 4) ヒーリー系の技につなげた場合に難度が上がる技
- ・後方棒上宙返り単棒倒立 (ルンプティス) C 難度 → D 難度
 - ・逆上がり (棒下宙返り) 単棒倒立 (シャルロ) D 難度 → E 難度
 - ・後方車輪単棒倒立 (ピアスキー) C 難度 → D 難度
 - ・車輪ディアミドフ単棒倒立 E 難度 → F 難度
- ※あとに続けたヒーリー系の技も難度が 1 段階格上げとなる。
 ※あとに続けたヒーリー系の技の実施で大過失がなかった場合に限る。
- 5) ヒーリー、マクーツ系および前方宙返り支持系の技において、支持する際に腕が 90°を超えてまがった場合、難度は不認定となる。
- 6) 棒下宙返り倒立で腕がまがっても上昇運動に停滞がなければ難度を認定する。しかし、上昇中に停滞する実施や肩が一度下がるような実施は難度不認定となる。
- 7) 棒下宙返りひねり倒立で倒立の角度が低い実施 (45°未満) をした場合、明らかな過失として難度不認定とし、棒下振り出しひねり支持 (C 難度) としては判定しない。棒下振り出しひねり支持を実施する場合は、意図を明確に表現しなければならない。
- 8) 開脚抜き倒立技 (ティッペルト等) で脚がバーにのった場合、難度不認定となる (器械上への落下)。また、開脚支持で明らかに停止する実施や上昇時に足先が一端下がり再び上げた場合も難度不認定となる。
- 9) 懸垂前振り上がり開脚抜き伸身かつ水平位で懸垂 (バブサー：E 難度) の後に連続された技は独立した難度を有する。(後方車輪倒立 (C)、モイ (C)、ベーレ (E) など)
- 10) 特別な繰り返し
- ① 同じグループ内で、姿勢の異なる同じ種類の宙返り技を行うことはできない。
 - ② 最大 2 回までの後方車輪倒立技 (Ⅲ-21、22、29、30、42、46、48)
 - ③ 最大 2 回までの棒下宙返り (逆上がり) 倒立技 (Ⅲ-106、107、108、114、119、120、130、131、137)
 - ④ 最大 2 回までの前振り上がりから倒立になる技 (Ⅰ-5、6、11、12、15、17、18)

2. 演技実施上の確認事項

- 1) 振動から倒立位を経過する技は、15°未満の角度逸脱であっても倒立になることが十分に示されない場合は減点 (0.10) となる。
- 2) ディアミドフなどの倒立で完了する技は、次に続く長懸垂技や前振り上がり支持に持ち込む前に明確な倒立姿勢を示さなければならない。明確な倒立姿勢が見られない場合、その技は不認定となる可能性がある。 
- 3) 静止技は 2 秒保持しなくてはならず、静止が不十分な場合は減点または難度不認定となる。
例1) 伸腕屈身力倒立で静止が 2 秒未満の場合の減点 (0.30)
例2) 伸腕屈身力倒立で静止がない場合の減点 (0.50 : 難度不認定)。
- 4) 後ろ振り倒立の後、次の技は同じ方向に行わなければならない。(倒立ひねり、ヒーリーなど) それ以外の場合は方向変換の減点が適用される。(0.30)
- 5) すべてのけ上がりにつながる懸垂技は、伸膝で行わなければならない。
膝をまげた懸垂姿勢の減点 (0.30)
- 6) 宙返り技で、受ける際の体の開きに対する減点はバーの高さで水平位を基準とする。バーを握る前に、水平位で体の伸ばしが見られない、コントロールを失うまたは器械にぶつかる際の減点は最も大きい逸脱のみを減点する。(例：体の伸ばしが見られない (0.30) と器械にぶつかる (0.50) の場合は 0.50 の減点のみ)
- 7) モイや後方車輪系の技は、振り下ろす際、体が水平位に達するまで膝をまげてはならない。
・ 振り下ろしてから体が水平位に達するまでに膝をまげはじめる (0.10)
・ 倒立位から膝をまげはじめる (0.30)
- 8) ベーレ、モイ、車輪系の技で足先がマットに触れた減点 (0.10)、明らかにぶつかった減点 (0.50)。
- 9) バブサーで水平位からの逸脱、支持が見えすぎる場合の減点 (0.10、0.30)、身体が水平から 45°を超えて逸脱するか、肩角度が 90°を超えてバーを握った場合の減点 (0.50、不認定)。
- 10) 棒下宙返り倒立系の技は伸腕での実施が前提である。腕がわずかにまがるものは実施減点となる。腕がまがった場合の減点 (0.10、0.30)。腕が深くまがった場合の減点 (0.50)。
- 11) 単棒への技 (シャルロやピアスキー等) では、倒立はわずかな手幅で実施しなければならない。通常の握りではないため、手を前後にずらしたことによるわずかな肩や体のゆがみは容認される。過度の手の開きや体のゆがみは減点となる。
- 12) ティップルトは振動技であるため、継続的な動きで実施する必要がある。倒立へ上げる際、脚が下がったり、明らかな力の使用をしたりせず上昇しなければならない。脚の下がり、停滞、または明らかな力の使用は、減点または難度不認定となる。
- 13) 前振り上がりは、背中がバーに対して水平になる必要がある。45°までの逸脱は 0.10、45°を超える逸脱は 0.30 の減点となる。また手がずれるような実施も減点となる。(0.10)
- 14) 前振り上がりから直接、脚前拳支持につなげる捌きは、前振り上がりの大きさ不足による減点 (0.10、0.30) となる。
- 15) ディアミドフひねりにおいて両棒での倒立で完了する場合は、両逆手での単棒倒立を経過しなければならない。余分な握り換えは、「余分な支持」と見なされ実施減点となる (0.10)。ただし、ディアミドフ 1/4 ひねりをして単棒横向き系の技につなげる際の握り換えは減点にならない。

■ 鉄 棒

1. 難度認定上の確認事項

1) 組合せ加点

・組合せ加点は下表のとおりである。

手放し技	+	手放し技	=	加点
C難度	+	D難度以上	=	0.10
(この逆も可)				
D難度	+	D難度	=	0.10
D難度	+	E難度以上	=	0.20
(この逆も可)				

EG I または III の技	+	手放し技	=	加点
D難度以上	+	D難度	=	0.10
D難度以上	+	E難度以上	=	0.20
(この逆も可)				

- ・大欠点のある場合は組合せ加点が認められない。
- ・どちらの技もカウントされる8技の中に含まれていなければならない。

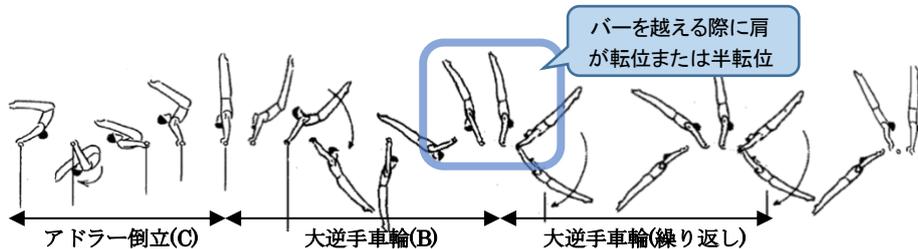
2) 特別な繰り返し

- ・アドラー系の技は、演技中に最大2回まで実施することができる。2回を超えて実施した場合は、最も高い難度からカウントする。
- ・ひねり技について、同系の技は1回のみ実施することができる。2回目からは繰り返しとみなされ、最も高い難度のみカウントする。

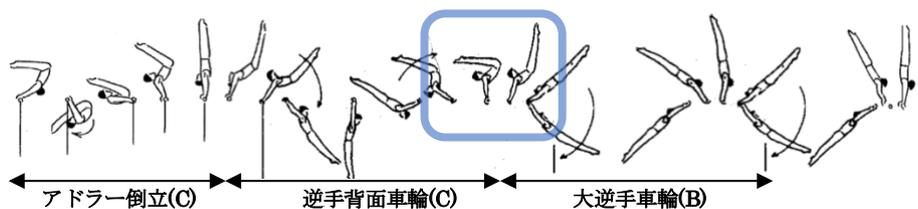
例：リバルコと後方とび車輪3/2ひねり片大逆手（または片手大逆手）が実施された場合

- ・トカチェフ系（ピアッティ系を含む）、コバチ系、ギンガー系、イエーガー系、マルケロフ系、バーを越えながら前方宙返り系の手放し技は演技中に最大2回まで実施することができる。
- 3) 2つの手放し技を直接連続して実施した場合に限り、5つ目の手放し技（グループⅡ）の実施が認められる。**(最低C+C)**
- 4) 手放し技で落下した際、落下前に明確な懸垂局面が示された場合に難度が認定される。片手が離れた、または片手で持った場合は、最終的に両手で持った時点か、他の技が明確に開始された場合に難度が与えられる。
- 5) とびひねり技でとびが見られない握り換えは難度を分割する。
- 6) 逆手背面車輪（C）が認定されるためには、下降局面からバーを越えるまでの全経過で肩が未転位である必要がある。肩を半転位した状態での逆手背面車輪は大逆手車輪（B）と判定する。

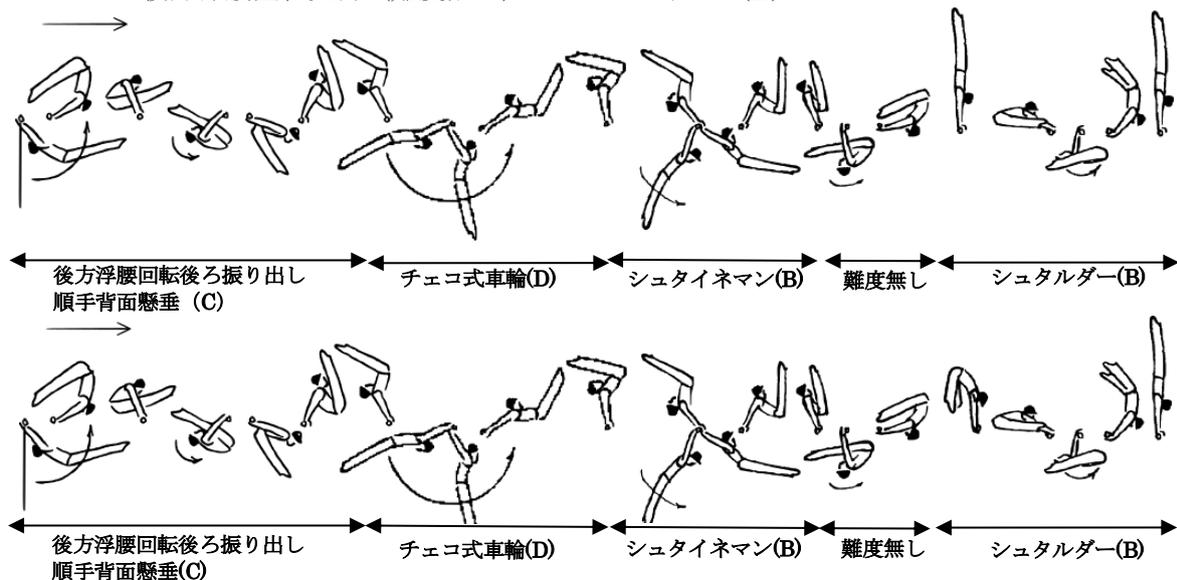
例 1)



例 2)

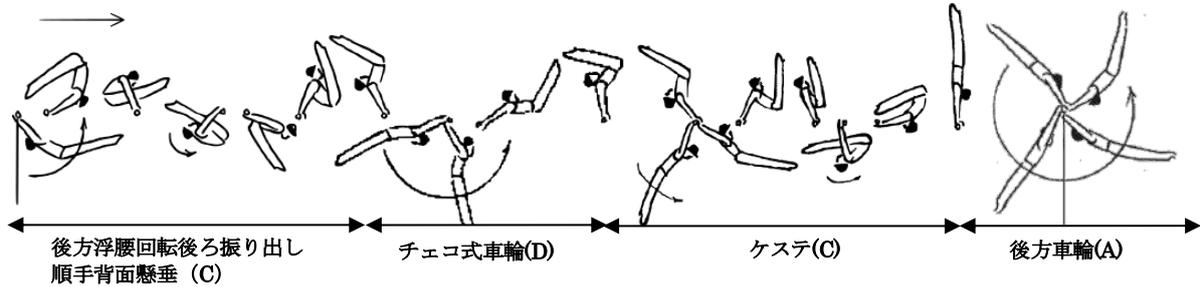


- 7) 大逆手車輪 (B 難度) は、以下のようにバーを越えることで難度を認定することができる。
 例) アドラー (C) ~大逆手振り上がり (大逆手車輪 : B) ~大逆手エンドー (C)
 リバルコ (D) ~大逆手振り上がり (大逆手車輪 : B) ~大逆手エンドー (C)
- 8) 以下のように、バーを越える前に持ち換えた場合は、大逆手車輪 (B 難度) は認定されない。
 例) アドラー (C) ~大逆手振り上がり逆手持ち換え (難度なし)
 リバルコ (D) ~大逆手振り上がり逆手持ち換え (難度なし)
- 9) 伸身で行う技は全経過伸身姿勢を示さなければならない、経過中に屈身やかかえ込み姿勢がみられた場合、低い難度で判定する。後方伸身 2 回宙返り 2 回ひねり下りにおいて、後半に膝をまげるような実施は、かかえ込みと判定し D 難度とする。
- 10) 伸身トカチェフは、バーを持つまで全経過伸身姿勢を示さなければならない。伸身と認定するためには、足先がバーの真上を通過する際に体が一直線でなければならない。バーを越える前に 45° を超えて腰をまげた場合、屈身トカチェフ (C) として判定される。バーを越えたのちに腰のまがりがあった場合は D 難度として認定するが、相応の減点がある。
- 11) ヤマワキは、上昇の仕方、腰のまがり具合、ひねりの度合いを総合的に判断する。腰のまがり 45° を超えた場合や、表現が著しく乏しい実施はボローニン (B 難度) と判定する。 
- 12) ツォ・リミンでひねりが不十分な場合 (最初のひねりで 90° を超える逸脱)、D 審判によって難度は認められず、E 審判によって 0.50 の減点を受けることになる。その際は、前方片手車輪 (B 難度) としても認められない。
- 13) クーストは明確なとびと滑らかなひねりで実施する。明確なとびがない場合不認定となる。
- 14) 順手背面での連続技を実施する際、後方浮腰回転支持からただちにシュタルダーへ繋がった場合には、後方浮腰回転支持における角度や身体の開きに関係なく (倒立位に上げた場合も含む)、常にシュタイネマン (B) ~シュタルダー (B) として判定する。シュタルダーに繋がなかった場合にはケステ (C) として判定され、角度逸脱の減点や不認定の対象となる。 
 順手背面懸垂前振り上がり後方浮腰回転支持の終末局面について、想定される複数の
 捌きの判定について詳細を以下のとおりとする。
- ① 後方浮腰回転後ろ振り出し順手背面懸垂 (C) ~チェコ式車輪 (D) ~シュタイネマン (B) ~後方浮腰回転支持 (難度無し) ~シュタルダー (B)



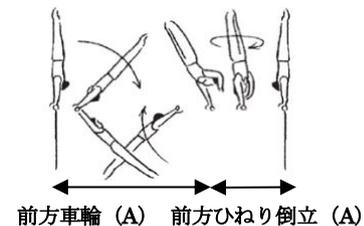
※後方浮腰回転支持の終末局面が倒立に収める、収めないに関わらずシュタルダーへ繋がった場合は、常にシュタイネマン (B) ~シュタルダー (B) として判定する。また、閉脚シュタルダーへ続けることは認められず、その場合にはシュタイネマン (B) ~閉脚シュタルダー (不認定) となる。

- ② 後方浮腰回転後ろ振り出し順手背面懸垂 (C) ~チェコ式車輪 (D) ~ケステ (C) ~後方車輪 (A)



- 18) 車輪からのひねり (1 回ひねり) 系の技は、ひねりを伴うとび車輪系の技を除いて、2つの技に分割される。

例：前方車輪 (I-13) + 前方ひねり倒立 (I-19) = A + A



2. 演技実施上の確認事項

- 1) 余分な握り換えは、「余分または中間的な支持」とみなされ実施減点となる (0.10)。



例1：ツォ・リミンやアドラー1回ひねり倒立において、片逆手倒立で完了し、ただちに逆手に握り換えた場合、0.10の減点となる。

例2：順手で実施されるエンドー、け上がり系、後ろ振り上がり技から、2回の握り換えて逆手になった場合、2回目の握り換えに対して0.10の減点となる。

注) 片逆手の技 (前方車輪、エンドー、後ろ振り上がり、け上がりなど) から1回の握り換えで逆手になった場合、減点とはならない。

- 2) 車輪での単純な横への手のずらし (片手も含め) は実施減点となる (0.10)。一連の動作であっても、片手ずつずらした場合には0.10+0.10の減点となる。
- 3) 演技開始の振り出しは、最大3回のスイングが認められる。3回を超えたスイングは0.30の減点を伴う。前や後ろへのいかなる動きもスイングとして数える。さらに、とびついでのスイングや、コーチが選手を押して振動を与える場合もスイングとして数える。



- 4) 演技開始時に、後ろ振り上がり支持から後方浮支持回転 (やその他の技) を実施した場合、単純な方向変換として無価値な振れ戻り、振り下ろしの欠点 0.30 となり得る (15-2 条-1-2 d)。後方への振り出しで支持が見られない場合、減点対象とならない。

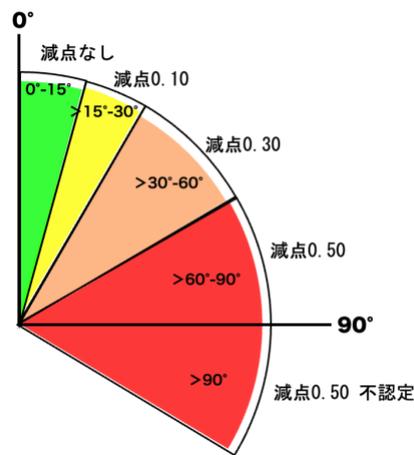


- 5) ひねりを伴う技はひねり終わってバーを持った時の角度で判断をする。
- 6) 手放し技では、バーを握る前に身体をよく伸ばさなければならない。身体の伸ばしが不十分な捌きや、膝のまがった実施、身体が歪んだまま懸垂になるものは実施減点となる。
- 7) ヤマワキは、伸身で身体が垂直にバーを越えなければならない。バーを越える際の過度の腰のまがりや不完全な実施は減点の対象となる。
- 8) 宙返りを伴いバーを越える手放し技は車輪技に続けなければならない。続かなかつた場合は 0.30 の減点となる。他の手放し技に続けた場合は対象外である。
- 9) 無価値な振れ戻り (0.30)
- ・ け上がり倒立や後ろ振り上がり倒立 - 後方車輪、後方浮支持回転倒立、シュタルダー等
 - ・ 懸垂後ろ振り - とび順手持ち換え前振り

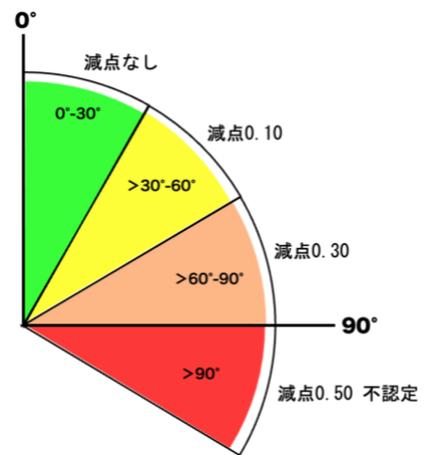
10) 全ての倒立になる、または経過する技の角度逸脱は、下表に従って減点する。

倒立を経過する角度	アドラー,シュタルダー,エンドー, 1/2 ひねりなど	ひねって片大逆手または大逆手, クースト,とび車輪など
0° ~ 15°	減点なし	減点なし
>15° ~ 30°	- 0.10	
>30° ~ 60°	- 0.30	- 0.10
>60° ~ 90°	- 0.50	- 0.30
90° を超える	- 0.50(不認定)	- 0.50(不認定)

アドラー,シュタルダー,エンドー,
1/2 ひねりなど

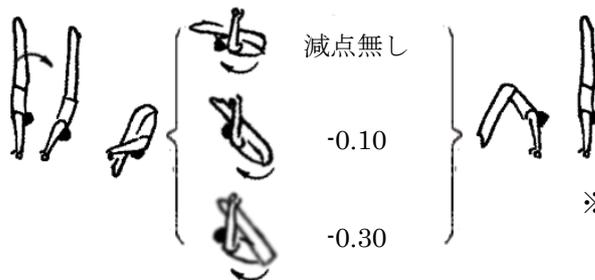


ひねって片大逆手または大逆手,
クースト,とび車輪など



11) エンドー、シュタルダー、ワイラー、アドラー系の技が認定されるには、意図した方向にバーを越えて続けなければならない。続けられなかった場合は減点の対象となる (0.30)。

12) 閉脚エンドーおよび閉脚シュタルダーにおいて、バーの下を通過する際に、両腕の間に膝程度まで脚が深く入っていないなければならない。肩角度が広く、下腿部若しくは足首程度までしか脚が入っていない場合は減点の対象となる (0.10、0.30)。【FIG/MTC 情報】



※図は閉脚エンドーを例としているが、閉脚シュタルダーも同様に考える。

5. タイ・ブレイクについて

下記は FIG 競技規則 Technical Regulations 2025 を抜粋した内容である。競技会における同点の扱いについては競技会ごとの申し合わせ事項であり、参考としてこの一部または全部を準用・適用するのも主催団体の裁量であるので、必ず競技会前に確認しておく事が望ましい。

第 2 章 体操競技に関する特別規定

第 7 条 タイ・ブレイク ルール

第 7 条 7.1 予選

すべての決勝への資格取得：

どの順位においても同点の場合、以下の基準で予選順位を決定させる：

第 7 条 7.1.1 団体決勝のための予選

団体決勝の予選のどの順位においても同点の場合、予選順位は以下の基準で決定される：

最終得点のうち、男子は各種目のチーム得点の高い 5 種目の合計、女子はチーム得点の高い 3 種目の合計の得点が高いチームが上位となる。(それでも同点の場合は、男子は得点の高い 4 種目、3 種目、2 種目、1 種目の合計、女子は得点の高い 2 種目、1 種目の合計の得点)

それでも同点の場合は、どちらのチームも同じ順位とする。同点のチーム間で抽選を行い、団体決勝のスタート順を決定する。

第 7 条 7.1.2 個人総合決勝のための予選

個人総合決勝の予選のどの順位においても同点の場合、予選順位は以下の基準で決定される：

1. 最終得点のうち、男子は得点の高い 5 種目の合計、女子は得点の高い 3 種目の合計の得点が高い選手が上位となる。(それでも同点の場合は、男子は得点の高い 4 種目、3 種目、2 種目、1 種目の合計、女子は得点の高い 2 種目、1 種目の合計の得点)
2. さらに同点の場合は、すべての種目の E スコアの合計が高い選手が上位となる。
3. さらに同点の場合は、すべての種目の D スコアの合計が高い選手が上位となる。

それでも同点の場合は、どちらも同じ順位とする。同点の選手間で抽選を行い、個人総合決勝のスタート順を決定する。

第 7 条 7.1.3 種目別決勝のための予選

跳馬を除いた種目のどの順位においても同点の場合、予選順位は以下の基準で決定される：

1. E スコアが高い選手が上位となる。
2. さらに同点の場合 D スコアが高い選手が上位となる。

それでも同点の場合は、どちらも同じ順位とする。同点の選手間で抽選を行い、種目別決勝のスタート順を決定する。

跳馬の予選でどの順位においても同点の場合、予選順位は以下の基準で決定される：

1. 2 回の実施の得点のうち、最も高い得点をもつ選手が上位となる。
2. さらに同点の場合 2 回の実施のうち、どちらか一方の E スコアが高い選手が上位となる。

3. さらに2回の実施のうち、どちらか一方のDスコアが高い選手が上位となる。
それでも同点の場合は、どちらも同じ順位とする。同点の選手間で抽選を行い、種目別決勝のスタート順を決定する。

第7条 7.2 決勝

第7条 7.2.1 団体決勝

団体決勝のどの順位においても同点の場合、最終順位は以下の基準で決定される：

最終得点のうち、男子は各種目のチーム得点の高い5種目の合計、女子はチーム得点の高い3種目の合計の得点が高いチームが上位となる。(それでも同点の場合は、男子は得点の高い4種目、3種目、2種目、1種目の合計、女子は得点の高い2種目、1種目の合計の得点)

それでも同点の場合は、どちらも同じ順位とする。

第7条 7.2.2 個人総合決勝

個人総合決勝のどの順位においても同点の場合、最終順位は以下の基準で決定される：

1. 最終得点のうち、男子は得点の高い5種目の合計、女子は得点の高い3種目の合計の得点が高い選手が上位となる。(それでも同点の場合は、男子は得点の高い4種目、3種目、2種目、1種目の合計、女子は得点の高い2種目、1種目の合計の得点)
2. さらに同点の場合は、すべての種目のEスコアの合計が高い選手が上位となる。
3. さらに同点の場合は、すべての種目のDスコアの合計が高い選手が上位となる。
それでも同点の場合は、どちらも同じ順位とする。

第7条 7.2.3 種目別決勝

跳馬を除いた種目別決勝でどの順位においても同点の場合、最終順位は以下の基準で決定される：

1. Eスコアが高い選手が上位となる。
2. さらに同点の場合Dスコアが高い選手が上位となる。
それでも同点の場合は、どちらも同じ順位とする。

跳馬 種目別決勝

跳馬の決勝でどの順位においても同点の場合、最終順位は以下の基準で決定される：

1. 2回の実施の得点のうち、最も高い得点をもつ選手が上位となる。
2. さらに同点の場合2回の実施のうち、どちらか一方のEスコアが高い選手が上位となる。
3. さらに同点の場合2回の実施のうち、どちらか一方のDスコアが高い選手が上位となる。
それでも同点の場合は、どちらも同じ順位とする。

6. 2025 年度国内内規

1. 次の項目は以下に示す競技会以外の大会で適用する。

- 第79回全日本体操競技選手権大会（個人総合選手権、種目別選手権、団体選手権）
- 第64回NHK杯体操
- 2025全日本ジュニア体操競技選手権大会(1部)
- 第79回全日本学生体操競技選手権大会
- 第58回全日本シニア体操競技選手権大会 シニアの部

① 以下の宙返り下りは A 難度とする

- つり輪、平行棒、鉄棒の前方・後方のかかえ込み宙返り下り

2. ケガや出血等での対処

競技中に落下等の原因によりケガや出血等が見られた場合、状況により審判長、医師らの判断により演技の中止を決定する場合がある。

3. オーダーミスの特減点は、発覚した最初の選手の決定点から ND (0.30 : 国内対応) とする。

4. 服装に関する国内対応

団体総合予選及び決勝においてチームの服装およびチームを示すワッペンと同じデザイン、同色とする。チームを示すワッペンはウエストラインより上とし、身体前面の同一部位に統一し装着することとする。

これらの違反が生じた場合、発覚した最初の種目において、抵触した選手より ND (0.30 : 国内対応) とする。

※以下はこの規則に抵触しない。

- メーカーのロゴの位置、デザインの違い等
- チームを示すワッペン以外に、個々の選手に対するスポンサー等のロゴの装着すること（参加する競技会主催団体の規則を優先する）。

5. ジュニアルール (U-12、U-15)

1) 次の項目を追加する

追加箇所	2025 年版 U-15 男子適用規則 第 2 条 2.(2).a. i) 「終末技を除き 3 つ (ゆかは 4 つ) の技のグループ。(1 グループにつき C 難度以上で 0.50。B 難度 A 難度は 0.30)」
追加内容	※例外的に、すべての種目のグループ I については、どの難度の技でも 0.50 が与えられる。

2) 一般規則におけるつり輪のグループ II・III の連続を制限する規則は適用しない。

6. 小学生規定演技

- ゆかの演技スタートを決められた位置から開始しない場合、ND 0.30 の減点とする。

7. マナー・モラルについて

採点規則に記載されていない競技会における演技中や演技の前後、競技場内での行動や振る舞いについて、以下の内容を守っていただきますようお願い申し上げます。

① 着地の際のガッツポーズ

演技の終了を示すポーズと礼をするまで演技の一部です。着地直後、演技の終了を示すポーズを示す前にガッツポーズをとることは控えてください。

② 演技直前の事前調整

種目移動前の事前の準備での器械の調整は3名までと致します。また、演技直前の器具やマットの準備を急ぐあまり、前の選手が着地のポーズや審判への挨拶を行なっている最中に次の選手やコーチがマット上に上がることをないようにお願いします。また、跳馬や平行棒で跳躍板の移動を行う際に、急ぐあまり跳躍板に手を添えずに跳躍板を倒すような乱暴な扱いは避けてください。

③ マグネシウムや霧吹き、調整器具（ドライバー等）の使用法

準備の際、マグネシウムをばら撒くように使いマットを白く汚したり、霧吹きや雑巾を投げたりするなど乱雑に扱うシーンが見受けられます。また、手に大量にマグネシウムを付けた後、叩いたり、マットやカーペットで擦り落としたりする光景も見られます。器械器具や消耗品を問わず、道具の取り扱いには注意を払うようにお願いします。

平行棒では、霧吹きや雑巾等をマット上に置いたまま、演技をすることは避けて下さい。

鉄棒において、ワイヤー調節のためのドライバー等がゆかの上に乱雑に置かれている場面があります。演技前に片付けるか、所定の場所に置くようにして下さい。

跳馬の助走路にてスタート位置等で目印を付ける場合、5センチ以内までとします（左右の端から端までマグネシウムを塗ることのないようにご注意下さい。）。

④ ローテーション時の移動、整列

種目移動は、出来るだけ速やかにお願いします。整列は全種目とも D 審判席の前をお願いします。また、整列直前での器械やプロテクターの調整は控え、他種目で整列している選手を待たせないようにして下さい。

⑤ 採点間や待機時（ウォームアップ時以外）の選手、コーチの行為について

特別に許可された大会を除き、マットや跳馬の助走路での柔軟や倒立等の練習にあたる行為は控えてください。

演技中の選手を見ながら、コーチが選手席以外に立つことはご注意ください。特にポディウムでない器具設置の場合、審判や観客の視線をさえぎったりしていないか、過度に目立つ場所に立っていないかなど、自身の種目以外からも見られていることにもご配慮ください。

⑥ 頭髪や服装、タトゥー

国際大会でタトゥーを入れている他国の選手が見受けられます。文化・風習の違いはありますが、日本においては禁止と致します。また、多くの方が不快に感じる奇抜な頭髪や服の着こなしなどは避けてください。体操競技は美を競うスポーツです。アピールは美しい演技で行って下さい。

⑦ 携帯機器の使用

携帯機器をアリーナ内で使用することは禁止されています。競技中は使用を避けて下さい。また、競技会の様子や成績などについて、SNS 等による情報発信は不特定多数が見る場への投稿であることを十分に理解し、「著作権」や「肖像権」も慮り責任をもって対応し、取り扱いには十分ご配慮願います。近年の簡易な通信伝達手段の普及により、様々な情報が瞬く間に伝播されています。大変便利な反面、真偽が判らない情報も制限なく発信されており、選手に関することや発信元が不明なルールに関する事なども見受けられます。そのような情報には惑わされることないようにするとともに発信源にならないようご注意下さい。

※ その他、選手・コーチ・審判員は、競技会場内外における自身の行動にもご注意いただき、マナーアップへのご協力をお願い致します。

8. おわりに

審判委員会
体操競技男子審判本部
本部長 佐々木 彰文

2024年フランス/パリで開催された第33回オリンピック競技大会は、悲願となる2大会ぶりの男子団体総合金メダルをはじめ、個人総合や種目別においても岡慎之助選手が多くのメダルを獲得し、改めて日本の美しい体操を世界にアピールできた素晴らしい大会となりました。これもひとえに、選手の日々のたゆまぬ努力、そして監督コーチや関係者の皆さまの献身的なご指導やご支援、ご協力の賜物であると深く感謝しております。

体操競技男子におきましてはパリオリンピック後に大きなルール改正がなされ、この新しいルールが世界的にも選手たちのパフォーマンスにどのような影響を与えるのか、また各国の戦略がどのように変化するのがこれから注目されることです。特に大きな変更点としては、演技構成上カウントされる技数が10技から8技に変更となったことです。また、終末技におけるグループの得点が変わったことや着地に対するボーナスが追加されたことから、終末技がより大きな比重となることも特徴的であり、より高難度かつ安定した終末技の実施が求められるようになっていきます。

国際に目を向けますと6月に韓国/堤川で開催されたアジア選手権、7月にドイツ/ライン・ルールで行われるユニバーシティゲームズ、10月にインドネシア/ジャカルタで行われる世界選手権、11月にフィリピン/マニラで開催される世界ジュニアと国際大会が続きます。ルール改正となったこの1年目がその後のオリンピックに向けた方向性として非常に重要となってくることから、引き続き国際的な傾向を分析し、国内強化へ向けて強化本部のみならず体操界全体で連携を密に進めていくことが重要であると考えます。

2028年アメリカ/ロサンゼルスオリンピックに向けてのスタートはすでに切られており、開催国であるアメリカは国を挙げて強化に取り組んでくることでしょう。また、日本と常にライバル関係にある中国においては、2024年のパリオリンピックでの団体総合2位という結果からこのロサンゼルスオリンピックにかける思いは計り知れないことと容易に想像ができます。そして、ゆかや跳馬で高いDスコアをもつイギリスや東京オリンピックで団体総合金メダルのロシアなど、多くの国が日本の背中を追ってくることで非常に熾烈な金メダル争いになるかと考えます。

今後も引き続き日本として積極的にDスコアを上げ攻める姿勢を持ちつつ、これまでと同様に日本らしい美しい体操を世界にアピールし、日本体操界がさらに飛躍するよう祈念して挨拶と致します。

本情報には、今年1月に開催しました一種伝達研修会でいただいた質問に対する回答や、採点規則の修正・追加事項、11月～2月に開催されたFIG国際審判講習会等で得た情報を掲載させていただきました。採点規則だけでは網羅できていない内容も多く含まれているため、内容を深く理解していただき、今後の強化および審判活動等にお役立ていただければ幸いです。